

「日本写真保存センター」調査活動報告(2)

フランスにおける「写真原板」の保存

松本 徳彦
(専務理事、日本写真保存センター設立推進連盟事務局長)

フランス文化省の写真文化遺産保存のすがた

第1回の海外調査は9月17～24日にかけてフランス文化省所轄の写真文化遺産保存局 (Médiathèque Patrimoniale Archives Photographiques)を中心に、日本大学芸術学部の高橋則英教授と松本徳彦がパリを訪ねた。アーカイブには事前に設立の趣旨と「写真原板」の収集保存状況、写真家及び作品の選択や基準や収集条件(寄贈、寄託、購入など)、デジタル化、利活用などと施設の規模とスタッフ数について調査したい旨を連絡しておいた。

19日朝、高橋教授と私、通訳をお願いしたパリ在住の柳澤創JPS会員の3人で、モンパルナス駅から電車で40分ほどのところのFort de Saint-Cyrへ向かう。駅には館から出迎えがきていて、10分ほどでアーカイブに着く。公道から緩やかな坂道を下ったところに守衛所が、そこからトンネルを2つ抜けた正面にアーカイブがあった。1874-78年に造られた城塞を利用した半地下4層の石造りの建物はまるで弾薬庫のようであった。玄関を入るとロビーがあり古い木製のカメラと両側の壁に半切大の写真が数点ずつ飾られている。その先のレンガを積み上げた古式の階段を登り、3階のM・パリジェ(M. Pariset)学芸部長の部屋へ。ここで概略の説明を受け収蔵庫の見学へと向かう。

施設は約7,000m²あり、収蔵庫は40室、収蔵棚の総延長は約1kmに及ぶ。スタッフはすべて政府職員で、総務2名、写真専門家7名、保存や修復の専門キュレーター8名、広報担当2名、その他1名の20名であるという。

このアーカイブは2005年5月から運用が始まっているが、それ以前からパリ市内の幾つかの歴史資料館や施

設などで歴史的な「写真原板」が保管されていた。なかでもわが国で知られていた組織がla Mission du Patrimoine Photographiqueで、1980年のジャック＝アンリ・ラルティエグの写真から収蔵を始め、ウイリー・ロニス、アンドレ・ケルテス、テレーズ・ル・ブラなどのガラス乾板、フィルムを管理していた。その他に歴史建造物委員会(Mission Heliographique)管理のバヤール、ル・セック、ル・グレイなど、ミューズマン管理のナダール、アッジェ、セベルジュなどとの数百万点に及ぶ「写真原板」を、1997年に統合し現在の組織となっている。

数百万点に及ぶ「写真原板」の保存

このアーカイブ(MPAP)が収蔵している「写真原板」は、1851年フランス歴史建造物委員会が、エドワード＝ドゥニ・バルデス、バヤール、ル・グレイ、アンリ・ル・セック、メストラルの5人の写真家に、歴史的な建造物や遺跡、景観の撮影依頼をした。そのガラス原板約60万点を中心に、その後のガラス板(湿板、乾板)40万点、1850年代以降のナダールスタジオ2代にわたっての原板16万点(うち湿板2万点)、アッジェの乾板4,600点などを収集し、これらは温度17～20℃、湿度40～50%で保存されている(一部の湿板は温度9℃、湿度50%の低温収蔵庫へ)。

それ以降のフィルムは数百万点あって、17℃、45%で保存している。写真原板は種類によって異なる温湿度設定で分けられて収蔵庫に納められ、有害なガスやホコリ、チリなどを除去する空調設備の整った部屋で保存されている。また、原板は無酸の中性紙でくるみ、アルミ製の収納ボックスに納め、収蔵棚や引出しで整理されている。温度は想定していたよりも高めであったが、原板を取り出して利用するときに、低すぎると結露することと、作業をする室温に戻すための時間がか



トンネルを2つ抜けた先にアーカイブが。高橋と松本



要塞のような写真文化遺産保存局の建物



収蔵写真を展示する玄関ロビー



1kmに及ぶ収蔵棚も美しい



写真原板を見せるM・パリジェ学会部長



アジエの乾板が納められているアルミの収納箱

かりすぎるので、この程度にしているとのことであった。

1950年代以前に使われていた硝酸セルロースフィルム(ナイトレート)は約200万点あり、発火の恐れがあるため、約3km離れた別の収蔵庫で5~10℃、45%で保存している。劣化したフィルムの修復はしていない。余りにも費用がかかりすぎるからとのことである。

収蔵品には、遺族から寄贈を受けたアンドレ・ケルテスの場合、ネガ95,000点のほかに書簡類や書類(約100箱)などもある。スチュディオ・アルクール(ポートレートスタジオ)の150万枚のネガ(スタジオが倒産したので購入)など写真史上のさまざまな作家の写真原板を保存している。また、ジャック=アンリ・ラルティエグからは120冊のアルバムと19万枚のネガを生前に寄贈を受け、別の場所で保存し活用している。収蔵している写真家の選択は、遺族からの寄贈の申し出を受けてから決めている。これは絵画などの寄贈の場合と同じ方法である。著作権は原則として相続者(著作権者)にあって、利活用についての承諾(契約)を事前に行い、収益を分配する場合(ラルティエグなど)もある。しかし、すべての権利は写真家の死後50~70年(保護期間)で消滅し国家のものとなっている。

保存上の分類は、原板の種類やサイズで分け、撮影内容をカテゴリー化して分類整理している。撮影年代順に分類しているものもある。

デジタル化は10年前から行っており、7人の写真専門家が年に6~7万枚行っている。このうち細密な複製については、外部の専門業者に50%ほど発注している。35ミリフィルムは横幅3,000ピクセルでスキャンし、TiffでMasterを作り、文化省のハードディスクとCD-ROMで保存している。

データベース用はエクセル(MS Excel)をベースにし

たフォーマットで作っている。

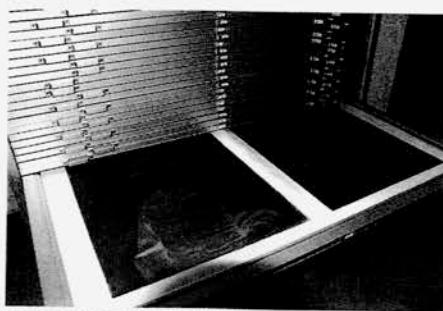
データのファイルには、認識番号(もともと写真家が付けていた整理番号と収蔵庫が受け入れたときに作った整理番号の二つ)と整理しやすい名称で記録。撮影した日付、場所(郵便番号で他のデータベースとの連結をし易くするため)、写真家名、シリーズ毎のタイトル名、キャプション、ポートレートの場合は人名、展覧会等での使用履歴。さらに、原板の種類と大きさ(天地、寸法)、技法、複製したプリントやデータの番号、原板の保管場所などを入力している。画像はJPEGで取り込み、PDFで保存している。PDF化は将来ファイル形式が変わっても使えるようにといった配慮からであるという。

近く文化省の40テラバイトという巨大なサーバーがあるので、美術作品などのデータベースとともに共同利用することになっている。現在、データの検索はこの施設内でのみで可能で、外部には一部のみを公開している。研究者、出版社などの要請があれば、必要な画像をCD-ROMで貸し出している。費用は1点200ユーロ(約32,000円)で、うち80ユーロが遺族に渡ることになっている。所有権については、フランスの法律で遺族などとの契約書がなくても原板所有者が権利者であると規定されているので、それに従っている、といったような内容の調査を行ってきた。

さすがに写真発明の国だけあって、写真が事物を記録する有力なものであるとの認識に立って、早くから写真で記録を残そうとしてきたことが伺えるものであった。また、アーカイブの規模の壮大さに驚くと同時に、

ナダール・スタジオの
顧客名簿と注文台帳

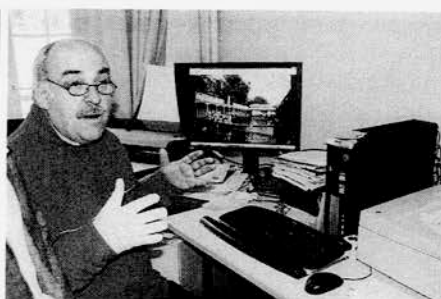
収蔵棚に設置された温度計。20℃、48%



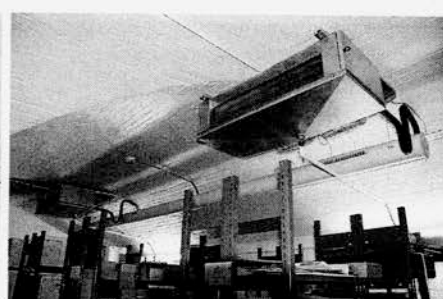
全紙大のガラス乾板を納めた引出し



修復する前のプリント



修復の専門家



低温室の空調機

写真に対する専門知識を備えたスタッフが、「写真原板」を文化的遺産として位置づけ大事に扱っていることに感銘を受けた。

写真の宝庫パリのさまざまな施設

パリ滞在中、国立自然史博物館内の国立保存科学研究所(Centre de recherche sur la conservation des collections)を訪ね、ディレクターのラヴェドリン教授(Professor Bertrand Lavédrine)から、美術品の保存と修復について科学的な研究成果のレクチャーを受けた。パリ市写真保存修復アトリエ(Atelier de Restauration et de Conservation des Photographies de la Ville de Paris)では、責任者で、カルティエ=ブレッソンの姪アン・カルティエ=ブレッソン女史(Anne Cartier-Bresson, Conservatrice en Chef du Patrimoine Directrice)からは写真の修復現場や施設の見学をさせてもらった。

次に、1904年にルミエール兄弟が発明した、澱粉を用いたカラー・スクリーン・プロセスの「オートクローム」を72,000点収蔵しているアルベール・カーン博物館(Musée départemental Albert-Kahn)では、デジタルデータから透明なフィルムにEPSONの顔料インクジェット・プリンターで展示用の全紙大プリントを制作していた。アンリ・カルティエ=ブレッソン財団(Fondation Henri Cartier-Bresson)、ジャック・アンリ・ラルティエグ財団(Donation Jacques Henri Lartigue)などの施設も調査した。

さらに、国立図書館(Bibliothèque Nationale de France)やパリ市歴史資料館(Musée Carnavalet)、ヨーロッパ写真館(Maison Européenne de la Photographie)、Jeu de Paumeなども訪ね、写真黎明

期から今日に至る写真展や資料を見参するなど濃密なスケジュールをこなしてきた。

今回の調査でもっとも注目すべきところは、国や行政機関が歴史的・文化的意義のある「写真原板」の保存、修復を精力的に行い、それらを遺産として保存するだけでなく、積極的に展覧会や出版活動などを通して収蔵写真を広く公衆に向けて紹介していることの素晴らしさであった。

フランスにおける写真保存について

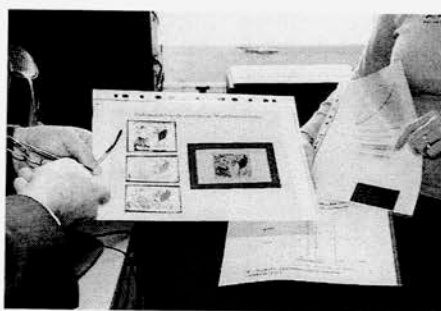
高橋則英(日本写真保存センター設立委員会
調査委員、日本大学芸術学部教授)

今回の主たる調査対象であったフランス文化省の建造物文化遺産保存局写真アーカイブの原点は、1851年にフランス政府の歴史的記念物委員会が5人の写真家に委嘱しフランス各地の遺跡や建築を撮影したプロジェクト(La Mission héliographique)の写真原板である。これは写真の記録性を認識し公的な機関が主導して行われた撮影の最初期の例として写真史の中でも重要な位置を占めるものであるが、これらの写真が国家により現在まで保存されてきたことに意義がある。そもそもダゲールが考案した写真術の社会的な有用性を認め、その特許権を政府が買収して一般に公開したことと相まって、フランスの写真に対する見識の高さを伺うことができる。今回調査ではないが、所蔵する地理学協会写真コレクションの中から250点余りの素晴らしい写真展を見ることができたフランス国立図書館も

パリ市写真保存修復アトリエの
アン・カルティエ=ブレッソン、
ダゲレオタイプのクリーニング



国立保存科学研究所のB・ラヴェドリン教授から聞く



1868年オーロンが発明したトリクロームの解析



修復作業中の鶏卵紙プリント



特製のアルミ製の
フィルム収蔵引出し



几帳面に記入されたラルティグのネガ台帳

その一例であるが、長い歴史をもつ写真の収集と保存の実績が、美術館における写真コレクションも含めて今日のフランスにおける写真文化の隆盛と多様さの基盤になっているといえよう。

フランスの写真収集保存機関においても写真画像のデジタル化や公開には積極的に取り組んでいる。Archives photographiquesでも現在では数十万点の原板がデジタル化され、Mission héliographiqueをはじめ、ナダール・スタジオでは2万点以上、アッジェの場合は4,600点の全ての画像など、多数をウェブサイトで閲覧することができる。またデジタル化の一方で、機関に所属する写真の専門家によってオリジナル原板から当時の技法による複製プリント制作の研究も行われていたことが印象的であった。さらに今回は国立の文化財保存科学研究所やパリ市写真修復アトリエも訪れたが、写真の保存科学の研究や、保存修復の専門家の育成と活動が、写真アーカイブや写真の美術館と密に関係をもちながら行われていることが理解できた。これらのことを通じ、デジタル化により写真に写る映像の利用や公開の利便性が高まっても、歴史的な価値をもつ“物”としての写真とその技術を真摯に保存伝承しようという姿勢が実感された。今後、写真保存センターの構想でもその多くを参考にすべきであろう。

「日本写真保存センター」の設立にあたって、文化庁は

「我が国の写真フィルムの保存・活用に関する調査研究」

を、社日本写真家協会に平成19年度から2年間にわたっての調査事業の委嘱を行った。実施計画書によると、

- 1、調査研究テーマ：我が国の写真原板（昭和20年～45年頃までに撮影）の状況を調査するとともに、その保存や活用の在り方について調査研究を行う。
- 2、調査研究の趣旨：我が国の近現代を撮影した文化的・歴史的に貴重な財産である写真原板の散逸を防ぎ、その活用を図る観点から、当該資料の状況を調査するとともに、その保存や活用の在り方について調査研究を行う。
- 3、調査研究の内容：

- (1) 具体的内容及び方法：諮問会議及び調査委員会を設置し、現状の把握と保存・活用にあたっての課題を明らかにする。
- (2) 調査研究計画：

① 諮問会議及び各分科会 写真史、保存技術、権利処理、利活用に関わる専門家による諮問会議を設置し、本調査研究全体の方針を諮る。また、以下の具体的な課題に対しては、それぞれの専門家による分科会を設置し、諮問会議の方針にしたがって検討を進める。

ア、保存方法 保存に適した環境（施設・設備）について検討を行う。

イ、保存・活用に関する権利処理や利活用方法 写真原板に対する著作権、使用権等の契約に関する権利処理を明文化するとともに、インターネット・ウェブサイトを通じての閲覧、利活用に関する調査研究を行う。

② 調査委員会 収集基準について具体的な検討を行うとともに、物故写真家の遺族または関係者に、写真原板の所在と保存状況に関するアンケート調査を行い、基本台帳を作成する。その上で、実際に調査員（調査委員会委員とアルバイト）が遺族（20～30カ所程度）のもとへ調査に向き、保存されている写真原板と発表された印刷物との照合しながら保存状態を確認し、調査票の記入・整理を行う。

③ 海外調査 写真原板の保存・活用における先進国（候補地：フランス、アメリカ）のアーカイブ施設の現地調査を行う。なお、事前に収集、権利処理、利活用に関する調査票を送付し回答を得た上で、現地調査を実施する。

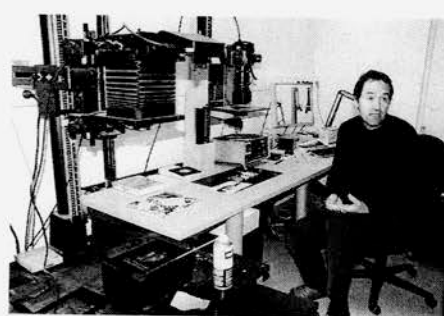
となっていて、国内の写真原板の保存状況については、平成19年7月から9月にかけて実施し、1960年代のフィルムにおいてもフィルムの劣化（ビネガーシンドローム）が発生している問題を提起し、注意と予防策を伝えたことは、会報136号で報告した通りである。



72,000点のオートクロームを収蔵するアルベール・カーン美術館



データベースを解説する館長



6×6、4×5カメラでデジタル化作業